

広島県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第十五号

#### 広島県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

広島県庁用自動車管理規則（昭和三十二年広島県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(運転日誌の記録) 第十条 使用職員は、別記様式第二号による運転日誌に、その使用した庁用自動車に係る運転状況等を記録しなければならない。</p>	<p>(運転日誌の記録) 第十条 使用職員は、別記様式第二号による運転日誌に、その使用した庁用自動車に係る運転状況等を記録し、管理機関の長の決裁を受けなければならない。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第2号 (第10条関係)

_____	_____ 月 _____ 日 曜
(略)	
(略)	

改正前

様式第2号 (第10条関係)

決裁者	_____	_____ 月 _____ 日 曜	天候
(略)			
(略)			

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。